

「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」 の開催について

1. 目的

高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止等を図るため、「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」（以下、「連絡協議会」という。）を開催し、高齢者及び障害者の消費者トラブルに関して情報を共有するとともに、高齢者及び障害者の周りの方々に対して悪質商法の新たな手口や対処の方法などの情報提供等を行う仕組みを構築する。

2. 構成

連絡協議会の構成は、別紙の通りとする。ただし、連絡協議会は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

3. 活動

連絡協議会は、次の事項について情報共有、意見交換等を行う。

- (1) 高齢者及び障害者の消費者トラブルの動向
- (2) 構成員の取組み状況
- (3) 高齢者及び障害者の周りの方々に対して情報提供等を行う
仕組み
 - ① 構築（情報の内容、情報の収集・提供方法等）
 - ② フォローアップ
- (4) その他高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止等に必要と認められる事項

4. 庶務

連絡協議会の庶務は、内閣府国民生活局消費者企画課において行う。

5. その他

- (1) 連絡協議会の会議は、原則公開とする。
- (2) 1年後を目途に連絡協議会の活動のレビューを行い、必要な対応を図る。

[構成員]

(高齢福祉関係団体)

財団法人介護労働安定センター
財団法人全国老人クラブ連合会
社会福祉法人全国社会福祉協議会・地域福祉推進委員会
社団法人全国老人福祉施設協議会
社団法人認知症の人と家族の会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
全国ホームヘルパー協議会
全国民生委員児童委員連合会
日本介護支援専門員協会
有限責任中間法人日本在宅介護協会

(障害者関係団体)

財団法人全国精神障害者家族会連合会
財団法人全日本聾唖連盟
社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会
社会福祉法人日本身体障害者団体連合会
社会福祉法人日本盲人会連合

(消費生活関係団体)

財団法人消費者教育支援センター
社団法人全国消費生活相談員協会
独立行政法人国民生活センター

(政府)

経済産業省、厚生労働省、国土交通省、内閣府

[オブザーバー]

警察庁、内閣官房、
神奈川県、埼玉県、千葉県、東京都、北海道立消費生活センター

(五十音順)

高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会の開催状況

第1回（平成19年1月24日（水））

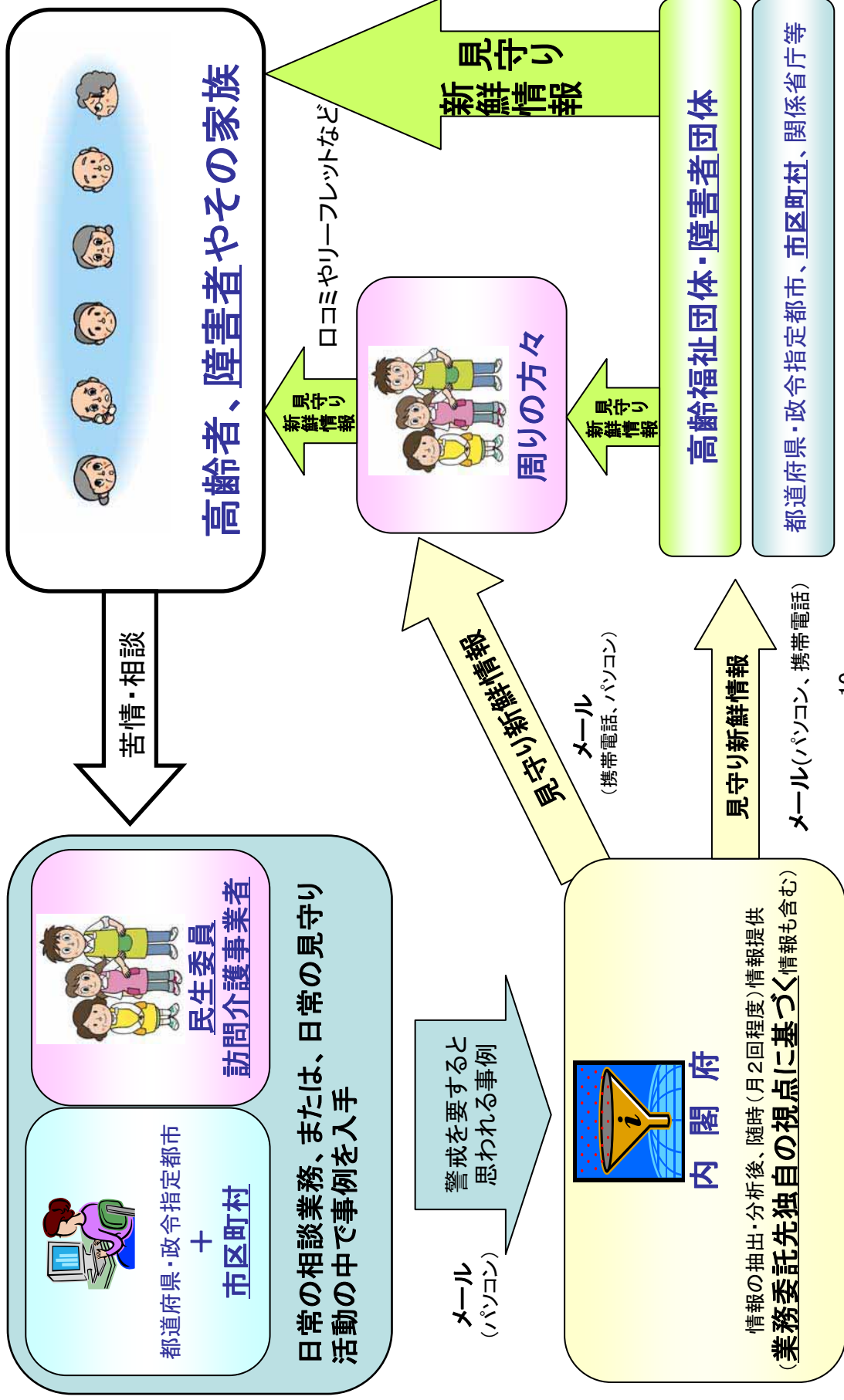
1. 連絡協議会構成団体（障害者団体）の活動概況
2. 見守り新鮮情報の発行後の状況
3. 消費者問題出前講座の進行状況
4. 高齢者及び障害者の消費者トラブルの動向
5. 今後の課題についての検討
6. 意見交換
7. その他

第2回（平成19年3月20日（火））

1. 「見守り新鮮情報」に関する都道府県・政令指定都市アンケートの結果について
2. 高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止に向けて（案）について
3. 障害者の周りの方々用の教材について

高齢者・障害者見守りネット

-悪質商法早期警戒情報の提供(イメージ)-



イメージ（消費生活センターから内閣府への電子メールの例）

・ 20 代の知的障害者の男性の卒業した養護学校の教師からの相談

4ヶ月前、男性に電話があり、旅行に安く行ける会員にならないかと呼び出された。会員契約の条件としてビデオテープ（90万円）を購入させられた。

翌日、今度はDVDソフト(87万円)を契約した。相談者は知的障害があり、契約内容を理解できていない。センターは、2社に対し、相談者は判断能力が十分ではないと主張し、解約に応じるよう交渉。2社とも非を認め無条件解約となり、既払い金は返還された（A県）。

・ 70 代の身体障害者（聴覚障害）の女性の家族の方からの相談

体によく効く健康食品を特別に安く購入できるから、と友人から誘われ、社長と名乗る人を紹介された。その社長は手話を巧みに操っていたので、女性はその社長の言うことをすっかり信用し、天然成分のみを使用し合成添加物等は一切不使用とのふれこみの健康食品3年分（総額40万5千円）を購入した。

しかし、実際には添加物が多量に用いられているばかりか、使用を禁じられている危険物質まで使用されていたことが判明した。

そこで、契約を解約しようとしたが、業者は、既に一部使用していることを理由に解約に応じようとしなない。

聴覚障害者が、手話のできる人を信用することにつけこんだ悪質な事例である（政令指定都市B市）。

・ 20 代の知的障害者の女性の家族の方からの電話での相談

通所先の福祉施設の前で、スーツ姿の男性に声をかけられた。何のことかわからなかったが、その男は女性が名前と連絡先を教えると書類に何か書いていた。その後、代金請求書とあわせて総額75万円もする英語教材の一部が自宅に送りつけられてきた。

障害者が退所して来るのを福祉施設の前で待ちかまえて、退所してきた障害者に声を掛けて個人情報聞き出し、それを書類に記入することで契約が成立したとして代金を請求する手口である。障害者であることにつけこんだ卑劣な手口であり、非常に悪質なので情報提供した（C県D町）。

◇発行：内閣府 企画・編集：業務請負先名◇

実践例を掲載しました。ぜひご覧ください。旅行に安く行けるはずが、高額のビデオテープを購入させられる！

- ・平成19年5月頃明るみに
- ・東北地方で

<被害内容>

=====

4ヶ月前、男性に電話があり、旅行に安く行ける会員にならないかと呼び出された。会員契約の条件としてビデオテープ（90万円）を購入させられた。

翌日、今度はDVDソフト(87万円)の契約をさせられてしまった。相談者は知的障害があり、契約内容を理解できていない。

=====

<ひとこと助言>

安く旅行に行けると偽り、判断能力が十分でない知的障害者を相手に、次々と不要なソフトを売りつけるものです。一度契約をしてしまうとそれを聞きつけた業者が次々と勧誘し、何回も被害を受けてしまいます。「あれ、なんかおかしいな」と思ったら、契約する前に周りの人や、お近くの消費生活センターに相談して下さい。

(見守り新鮮情報は、都道府県等から寄せられた情報をもとに編集し発行しています。)

■ 全国の消費生活センターの相談窓口

<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

(国民生活センターホームページより)

■ 内閣府 HP 「見守り新鮮情報」へは

→こちら <http://www.consumer.go.jp/shinsen/mima2.htm#01>

※または、「見守り新鮮情報」で検索してください。